

様式2

生産緑地買取申出書

令和 年 月 日

東海市長 花 田 勝 重 様

申出をする者	住所	
	氏名	

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により生産緑地の買取りを申し出ます。

記

1 買取り申出の理由

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m ²			

3 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m ²				

(2) 買取り希望価格

(3) その他参考となるべき事項

様式2

生産緑地買取申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東海市長 花田勝重様

申出をする者	住所	東海市中央町一丁目1番地
	氏名	東海太郎

他〇〇名

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により生産緑地の買取りを申し出ます。

記

1 買取り申出の理由

東海太郎の故障のため

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
東海市中央町一丁目〇番地	畑	100 m ²			

土地が共有名義の場合は、①「連名」か、②「他〇〇名」と記述してください。

3 参考事項

申出する生産緑地地区が複数の場合は「別紙のとおり」とし、別紙1に記入してください。

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m ²				

農機具小屋等の工作物が当該生産緑地地区の中であれば記入をしてください。

(2) 買取り希望価格

〇〇,〇〇〇 円/m²

(3) その他参考となるべき事項

(別 紙)

1 買取申出生産緑地

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積(m ²)

理 由 書

主たる従事者 _____ の故障により、今後において営農を継続していくことが不可能となりましたので、生産緑地として所有している一部の土地を買取申出します。

<買取申出地>

- ① 所在地
- ② 面積
- ③ 地目

なお、残りの生産緑地については、今後も生産緑地として管理します。

<生産緑地として残す土地>

- ① 所在地
- ② 面積
- ③ 地目

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申出者 住 所
氏 名

(別紙)

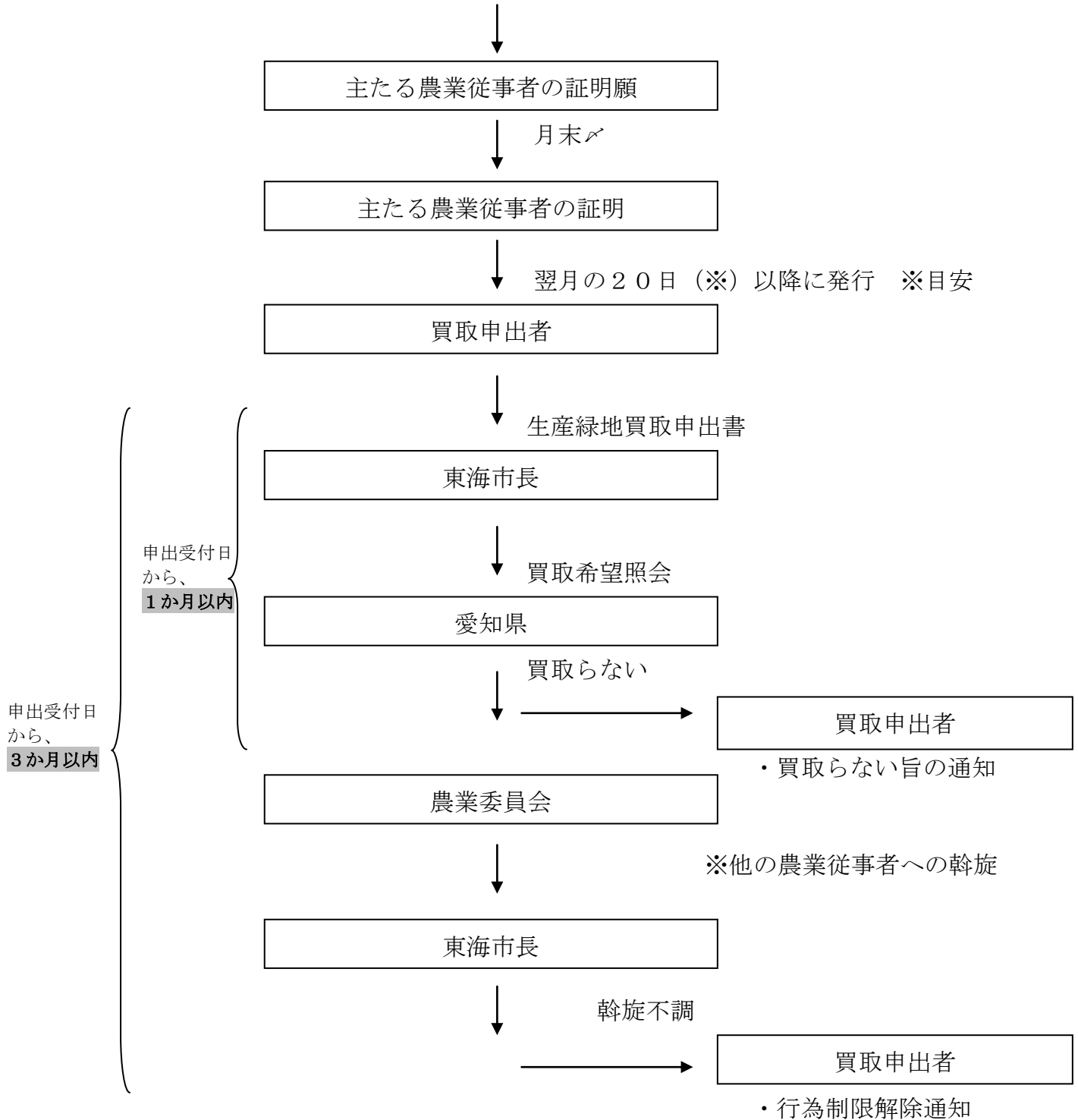
生産緑地として残す土地

No	所在及び地番	地目	地積 m ²	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
				種類	内容	住所当該権利を有する者の 氏名及び住所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計			筆			

生産緑地の買取手続き

根拠法令：生産緑地法

主たる農業従事者の死亡・故障（営農が不可能な重度の障害等）



生産緑地買取申出添付資料調書

区 分		死 亡	故 障	備 考
主たる従事者証明 (農業委員会)	主たる従事者証明願	○	○	
	証明参考資料	○	○	
	耕作スケジュール表	△	△	従たる従事者の場合
	理由書	△	△	病気経過等
	登記簿謄本 *1 ※	○	○	
	戸籍 (除籍) 謄本 *2 ※	○	—	
	相続人確認書類 *3 ※	△	—	権利者未確定の場合
	承諾書	△	△	複数の所有者の場合
	診断書 *4 ※	—	○	
買 取 申 出 (都市整備課)	買取申出書	○	○	
	主たる従事者証明	○	○	
	理由書	△	△	部分的申出の場合
	登記簿謄本 *1 ※	○	○	
	戸籍 (除籍) 謄本 *2 ※	○	—	
	相続人確認書類 *3 ※	△	—	権利者未確定の場合
	承諾書	△	△	複数の所有者の場合
	診断書 *4 ※	—	○	

※印：証明と申出の共通書類のため、農委ではコピー又は書類内容を確認し、原本は都市整備課で保管する。

* 1 登記簿謄本：所有者及び他の権利の有無を確認するもの。

* 2 戸籍 (除籍) 謄本：死亡者及び死亡年月日を確認するもの。

* 3 相続人確認書類：相続権を有する者が確認可能な戸籍など (相続関係図を含む)

* 4 診断書：一時的なものではなく、将来的にも農作業が不可能 (困難ではなく) であることが明記されていること。

* 5 買取申出により、一団地の残地が生産緑地の面積要件を欠く場合は、買取申出書に自筆で同一団地の方に話しをしたとか、話をする旨、日付の予定を含めて記入すること。